

令和5年度 伊勢市立御薊小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、必要に応じて各種団体や専門家と協力をし、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間を中心とし、教育活動全体を通して、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするこゝも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

具体例として

① 子どもの様子の観察と情報交換

学級を基本として、学年団や職員会議で児童の様子についての情報交換を密にし、小さな変容も見過ごさないようにする。また、全職員が授業・休み時間を問わず、児童とのふれあいの中から、いじめを許さず見過ごさない、みんなにやさしい雰囲気づくりを目指す。

② 人権学習

学年や学級の状況に応じた人権学習を行い、人権をテーマにした人権集会を行う。

③ 情報モラル学習会

主に高学年を対象として情報モラルについての学習を行うなかで、他者を傷つけない、情報機器のよりよい活用法を学ぶ。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

具体例として

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・運動会等、行事での異学年交流の充実。
- ・委員会活動等による、集会での啓発活動の推進。
- ・児童の自発的な活動を支える児童会活動及び委員会活動の充実。
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫。
- ・朝の会等でのスピーチ活動など、学級における活動の推進。

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、認められる自分が存在するを感じさせ、自尊感情を育む。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

④ 他者を認め、自分を表現しようとする集会活動

およそ月に一回の集会において児童の自発的な得意技発表会や委員会からの発表などの活動を行うことで、他者を知り、認めようとする気持ちを育む。そのなかで、自分自身のよさにも気づき、自己を認め、表現しようとする気持ちを育む。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
- イ 様子がおかしいと感じた児童がいる場合には学年団やいじめ防止対策推進委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ 「学校生活に関するアンケート」を年2回以上行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたるとともに、よいより関わり方について指導する。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく、必要に応じて各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行う。
- カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ア 中学校区の連携を密にし、小中学校の9年間を通して子どもを見守っていく。
- イ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かすようにする。
- ウ 学校や家庭に相談しづらい状況であれば、スマイルいせなどの相談窓口の活用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

〈活動〉

- ①いじめの早期発見に関すること。
(日頃の児童の情報交換、日記指導、アンケート調査、教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

〈開催〉

年3回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては「緊急いじめ防止対策推進委員会」を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

緊急を要する問題行動が発生したときに、「緊急いじめ防止対策推進委員会」を開催することができる。緊急いじめ防止対策推進委員会には以下のメンバーを招集することができる。

【校長、教頭、当該児童担任教諭、生徒指導担当、スクールカウンセラー、PTA会長、学校評議員】

5 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校自己評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。